



赤村 議会だより

FUKUOKA AKAMURA

議会より「新型コロナウイルス感染症禍」における村民の皆様へ

先日、6月定例会開会に当たり、「議長あいさつ」として議会で述べました内容について村民の皆様にご報告します。

日本では、4月7日に、新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」が内閣総理大臣から発出され、学校の臨時休業や国民の外出自粛、企業等の営業自粛などの要請がなされ、連日、マスクメディア等で報道されているとおりであります。

5月14日、福岡県への緊急事態宣言は解除されましたが、未だ収束が見えない状況下にあります。国においても、感染症の予防対策と疲弊した経済の立て直し対策が進められておりますが、目に見える効果には自分の時間が掛かりそうです。

赤村においても、国の特別定額給付金に併せて、村民一人当たり3万円の支給と事業者への支援を決めたところではありますが、高齢化率が高く、医療体制はもとより生活圏及びびらゆるる人の行き来が村内だけで完遂しないことから、今後、第二波、第三波の予防対策や、近年の集中豪雨、台風時の自然災害発生時における危機管理体制を、今すぐにも構築していなければならないと考えます。

何よりも住民感情としては、三密による精神的な疲弊感や孤立感が増幅することで、安心安全な居場所がない、そして逃げ場のない不安感が依然として続いている中、この新型コロナウイルス感染症に限らず、ピンチをチャンスとした赤村方式の新たな暮らし方、システムを模索し、実現する時ではないかと思っております。企業においてはテレワーク、時差出勤などによる働き方改革の推進や学校の入学時期の検討、オンライン授業など、様々な変革が求められております。

新型コロナウイルス感染症終焉以降の社会の在り方、特に赤村においては「人が動けないのであれば物の方が動く」社会というものについても創造していく必要性を痛感し、今後この事態の推移に、住民に対し迅速かつ最善な対応策が講じられますよう、議会としても執行部と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

赤村議会議長 大場 謙一

田川地区消防組合議会第2回臨時会

(浦野良一議員 出席)

6月26日昼に田川地区消防本部で開会され、専決処分に承認を求めるものなど4件で、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

議案第5号 管理者専決処分の承認 田川地区消防署川崎分署庁舎新築工事設計変更に伴う契約変更。

議案第6号 工事請負契約の締結 田川地区消防署川崎分署庁舎新築工事（建築工事）。

議案第7号 財産の取得 田川地区消防署川崎分署配備の救急車1台を購入。

議案第8号 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
法律の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴う条文整備。

赤村議会議員 5月 出席行事

- 7日 赤村議会新型コロナウイルス対策本部第3回運営会議(住民センター)
- 8日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 18日 赤村議会新型コロナウイルス対策本部第4回運営会議(住民センター)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 26日 行政監査現地確認(住民センター・村内)
- 27日 議会全員協議会(住民センター)
- 29日 議会運営委員会(住民センター)

赤村議会議員 6月 出席行事

- 10～11日 赤村議会第18回定例会(議場 他)
- 22日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 26日 田川地区消防組合議会臨時会(田川市)

赤村議会議員 7月 出席行事

- 2日 議会広報委員会(住民センター)
- 19日 国道322号香春～大任バイパス開通式典(香春町採銅所)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

赤村議会議員 8月 出席行事予定

- 20日 常任・議会運営委員会委員長・副委員長研修会(福岡県自治会館)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 24～27日 令和元年度決算審査(住民センター・村内)

新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い・うがいをし、密閉・密集・密接を避けましょう

第18回赤村議会定例会

期日・令和2年6月10日～11日

令和2年度 第18回赤村議会6月定例会は、6月10日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、一般質問が行われた後に、専決処分の承認案件4件、人事同意案件3件、条例の廃止案件1件、条例の一部改正に関する案件4件、公社の解散案件1件、補正予算2件、発議1件の合計16案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件承認および同意、可決して6月11日に閉会しました。

議案番号	件名	内容	結果
報告第3号	令和元年度赤村土地開発公社事業報告および決算報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度赤村土地開発公社事業計画を報告するもの。	
報告第4号	令和元年度一般財団法人源じいの森事業報告および決算報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度一般財団法人源じいの森事業計画を報告するもの。	
報告第5号	令和元年度赤村一般会計繰越明許費繰り越し計算について	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき令和元年度未執行の予算を翌年度に繰り越すもの。	
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(赤村税条例等の一部を改正する条例)	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い本村条例の一部を改正するもの。	承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度赤村一般会計補正予算(補正第5号))	国および県から特別交付税等の財政支援を受けたので、減債基金への積立により、将来の償還財源に充てるもの。	
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第1号))	令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、同月30日に国の補正予算が可決されたことに伴い、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施するためのもの。	
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第2号))	令和2年5月1日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱が制定され、緊急経済対策として、地域の実情に応じた新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援事業を実施するためのもの。	
同意第11号	赤村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	赤村固定資産評価審査委員会委員 村岡和弘 氏の任期が7月10日に満了することに伴い、同氏を選任同意するもの。	
同意第12号	赤村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	赤村固定資産評価審査委員会委員 佐々木緑 氏の任期が7月18日に満了することに伴い、同氏を選任同意するもの。	同意
同意第13号	赤村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	赤村教育委員会委員が不在のため、新たに 篠崎和子 氏を任命同意するもの。	
議案第22号	赤村中央公民館長の報酬および費用弁償に関する条例を廃止する条例について	地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律が施行され、中央公民館長が特別職から一般職に移行されたことに伴い、本村条例の廃止をするもの。	可決
議案第23号	赤村税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律と政令および省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、本村条例の一部を改正をするもの。	
議案第24号	赤村中央公民館条例の一部を改正する条例の制定について	地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律が施行され、中央公民館長が特別職から一般職に移行されたことに伴い、本村条例の一部を改正をするもの。	

議案番号	件名	内容	結果
議案第25号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対し、傷病手当金を支給するため、本村条例の一部を改正するもの。	可 決
議案第26号	赤村営住宅設置および管理条例の一部を改正する条例の制定について	相模団地建設工事の一部が令和2年3月に完了したことに伴い、本村条例の一部を改正するもの。	
議案第27号	赤村土地開発公社の解散について	公社が赤村に代わり事業推進に先立ち公共用地等の取得、管理および処分を行ってきたが、その役割を十分に果たし、今後において事業の予定がないため解散するもの。	
議案第28号	令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第3号)	令和2年度一般会計補正予算、補正第3号については、1千6百58万4千円を追加し、総額34億6百65万9千円とするもので、補正の主な内容は、議場音響等設備保守点検業務委託および平成29年度赤村土地開発公社が先行取得した前ガ原団地建設用地購入費とするもの。	
議案第29号	令和2年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)	令和2年度国民健康保険特別会計補正予算、補正第1号については、60万4千円を追加し、総額4億7百2万6千円とするもので、補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染者または感染の疑いがある者に対して速やかに傷病手当金を支給するためのもの。	
発議第1号	赤村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	地方自治法第112条第1項の規定に基づき、政策推進室の廃止に伴う関係条文を整理するため、本村条例の一部を改正するもの。	

賛否の内容

○…賛成 ×…反対 △…挙手しない 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否								
			中村勇紀	浦野良一	小林慧	原隆康	佐武富實	三橋茂敏	大場信司	馬田和博	春本敏典
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(赤村税条例等の一部を改正する条例の制定について)	承認	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度赤村一般会計補正予算(補正第5号))	承認	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第1号))	承認	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第2号))	承認	○	○	欠	○	○	○	×	×	×
同意第11号	赤村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
同意第12号	赤村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	欠	○	○	○	○	○	○

○…賛成 ×…反対 △…挙手しない 欠…欠席

番 号	議 案 名	結 果	議 員 の 賛 否								
			中 村	浦 野	小 林	原	佐 武	三 橋	大 場	馬 田	春 本
同 意 第13号	赤村教育委員会委員の任命につき同意を 求めることについて	同意	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第22号	赤村中央公民館長の報酬および費用弁償 に関する条例を廃止する条例	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第23号	赤村税条例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第24号	赤村中央公民館条例の一部を改正する条 例の制定について	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第25号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第26号	赤村営住宅設置及び管理条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第27号	赤村土地開発公社の解散について	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第28号	令和2年度赤村一般会計補正予算(補正 第3号)	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議 案 第29号	赤村国民健康保険特別会計補正予算(補 正第1号)	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
発 議 第 1 号	赤村議会委員会条例の一部を改正する条 例の制定について	可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○

一 般 質 問

岩石山登山道整備
について

三橋 茂敏 議員



問

岩石山の登山道は、赤村の特
徴である産業資源を有効に活
かした、独自の観光ルートの発掘で
赤村の活性化に即した観光開発を具
体的にするためだと思っています。
当初予算にかなりの予算を付けて
いますが、どのような計画・企画が
あるのですか。

答

道廣幸村長

岩石登山道については、赤村
の貴重な観光資源の一つとして、村
外からより多くの観光者に訪問を
いただいています。最近では、登山道
3合目付近にある落ちない岩が観光
情報誌に取り上げられ、役場にも多
くの問い合わせがあり、赤村のホー
ムページでは、多い時に月1,000
件以上、岩石登山に関して閲覧され
ています。赤村のPR及び、情報発

信の一躍を担っています。村内の観光資源の中でも観光資源効果が高いと考えられます。この貴重な観光資源をさらに広く全国に向けてPRするため、魅力・向上を図るための整備。登山者のみならず、多くの観光者の来訪を促進するような企画を考えていくつもりです。現在計画している整備内容は、階段や手すりの設置、危険防止柵や駐車場の増設等、景観を損なうことの無いよう考え予算を1,200万円計上しています。

問

令和2年の1月から3月10日側からほとんど登っていて、赤村側からは少し急でなかなか登って来ないのですが、3月10日現在で、添田側から1,300名、赤村側からは450名です。やはりテレビですが、1回出た時に北九州の人が来ていたのですが、添田町の公園に車を止め、落ちない岩を探すけれどもなかなか分からないということでした。

自分も毎日毎朝登っていたのですが、コロナの関係で自粛して、最近行っていませんが、この頃また登ってみました。かなり高齢者が多いので、北九州の人がもう少し赤村に行く看板が添田町側からあれば助かるということ聞いていますので、添田町に話しをしてみてもいいと思います。それとトレールランと

いつて、赤村に住む42歳の男性の方が、そのグループの大会の練習の場として岩石山を利用しています。かなりハードな練習をしています。その方がそういった組織の方をいっぱい集め、あそこで練習をやっています。それでその帰り道に汗をかくし、特産物センターに寄って、温泉に入って帰るといって下赤の方がいるのです。そういった方も言っていますけど、岩石登山口に、赤村側の温泉とか特産物センターの案内板があれば、活性化にもつながるのではないかと言っています。

それから佐賀県から来ていたクライマー、岩を登っていく人がいて、危ないから止めなさいと何回か言ったのですが、いえこれが最高の場所なんですと言っています。その方も他県から色々な人を集めて、ぜひここでやっていきたいということ。で、くれぐれも気をつけて登ってくださいということには言っています。

村長もご存知と思うのですが、赤村のきのこですか、きのこの女王、赤村の山頂のすぐ下にある、ウスキキヌガサですが、その周りに囲いをしていのですが、簡単な鉄線です。針金でしているのですが、それを登山者があまりにもきれいなものだから、中に入ってしまうと虫がいた時に、去年、消毒したらしいです。それである人がものすごく怒っています。

た。だからそういうふうに入れないというか、おそらくその囲いをもつ少し、写真撮りの良いような囲いをしてやった方がなかなか見栄えが良いと思います。

最後になりますけど、あと境界が少し分らないのですが、山頂に本丸城の跡地、その城跡の整備とか古井戸があります。その整備や東屋とかを設置したら、登ってきた人がくつろげるのではないかと思いますが、予算内にできれば、そういった方向も考えて欲しいと思います。



岩石山看板

答

道廣幸村長
まず落ちない岩までを、整備

したいという今年度予算です。そして村内全体の看板もあの付近に、源じいの森があるとか、物産館があるとかいう色々な役場の前にあるような看板も必要ではないだろうかと思っています。それから登っていくために、やはり危険な箇所が、絶壁で手すりが無い所があります。とりあえずそういうものを中心に予算でできるのではないだろうかと思っています。

それから将来的に一番頂上付近に色々な名所があります。古井戸とか岩石城の跡の色々な武家屋敷というのですか、武家が住んでいた所とか、今後歴史的なものも調べた中で、考えていく必要があるのではないかと。思います。落ちない岩から上まではかなりの距離がありますし、落ちない岩までは300メートル少しくらいです。しかしその上はやはり600メートルぐらいあります。

そういう中で上に登るための準備もきちんとしていきたい、落ちない岩から上は、あまり危険な所は少ないようです。我々も登った時にそういう競技をしている方に会い、利用していることは確かだと思えます。それで、それを含めた中で、とりあえず落ちない岩まで現予算で整備します。

今後、後頂上までの登山道をさらに整備したいという考えを持っています。

ます。そして、頂上付近の名所をいかにして活かしていくかということと、先ほど言っていたウススキヌガサという貴重な生物は西日本地区で、あまりそういう箇所は無いということを知っています。今簡単な方法で囲いをしたのですが、そこはそういう団体と協議しながら、どういう方法であればいいか考え整備したいと思っています。

問 最後にもう一度同じことを何回も繰り返すようですけど、赤村の入り口、岩石山の、そこに今言った赤村特産物センターもトイレもリニューアルして結構、今スマホにも出ています。宣伝してから新聞も載っていますし、時々赤村変わったきたと聞くわけです。源じいの森温泉もリニューアルしていますので、できるだけその行きやすい、北九州とか遠くから来ている人が多いのです。

地元ではない、赤村の方はあんまり登っていないようなので、多くが遠くから来ているようですから、もつとPRすれば温泉に入つて、くつろいで帰るのではないかと思えますので、くれぐれもよろしく願います。

答 道廣幸村長
そのように努力したいと思えますので、今後ともよろしく願います。

新型コロナウイルス関連の対応について

佐武 富實 議員



問 村民に対する給付金以外の村独自の施策は考えていますか。

答 道廣幸村長
給付金以外の対策ということ、色々な方面から寄附をいただいたマスクや消毒液を村内の介護施設をはじめ、学校、保育所、高齢者宅、病院に配布しました。後にも必要に応じて対策を考えます。

問 一昨年の梅の木溜池の災害時に避難指示を発令されましたが、このような災害が再び起こらないとは限りません。

新型コロナウイルス感染症がまだ終息しない中で災害避難者への三密を避ける方策など、感染症拡大防止と災害から身を守ることを両立しなければならぬと思えますがどのようになっていますか。

答 荒木錠治総務課長

コロナウイルス感染症拡大防止により、今までのような避難所の設け方では対応が出来ません。感染対策を講じる場合には、三密、いわゆる密接・密集・密閉を避ける必要がありますので、住民センター以外に体育館、保健センター、健康増進センターや小学校体育館などを利用することを検討しています。場合によっては、各区の集会所等の利用も視野に入れる必要があるかと考えています。避難所の管理や対応する職員の不足も懸念されますが、現在コロナウイルス感染症拡大防止対策を加味した新たな避難の運用マニュアルを作成し、調整をしています。

問 村民に対する給付金以外の村独自の施策を教えてください。

先ほど村長の答弁で、マスクとか消毒液とか寄附された方がいます。それを村内全員に出来るだけ無理の無いように配布をしたいということでしたが、私は例えば村内のごみ収集業者が非常に感染しやすい職種だと思えます。しかしその方がもし感染した時は、第二の手続きを村は考えているのですか。そうしないと、もしゴミがパニックになったら、もつ夏ですし暑くて不衛生です。最悪を想定し心配をしていますので、そういう対応として、業者さんに防護服を提供するとか、防護服をすれば夏

は暑いとか、そういう場合はどうなるか色々ありますが、そこで最善の策を第二第三、例えば、その業者がでなければ、次の業者は誰かを選んでおくという対応をとっていますか。

答 荒木錠治総務課長
家庭ごみの収集は村が委託していますが、職種柄十分な対応は、されていると思いますが、必要に応じて業者に聴き取り等を行い、今後の対策に繋げ、代替できる業者さんというのも含めて検討していきたいと思えます。

問 やはり最悪を、小さな村です。病院も油須原の1医院しかありませんし、その中で院内感染したら、次はどうなるかということですか。例えば病院、県の保健所、それと赤村の行政、三位一体となつて、こういう事が起こったときは、どうなるか村民にできるだけ被害が少なくなるように、行政の方がまず第一番に指導的な役割を果たし、さっきのごみも同様にそういう最悪を想定し、今誰も感染していませんけど、北九州なんかは、昨日は確か3名出たと思えますが、どちらかというところ、夏場になりますし、不衛生なことも多いですし、同時に感染しやすいので、十分に注意して、例えば病院では院内感染した時はどういふ

うな考えを持つているのか聞きたいのですが。

答 道廣幸村長

病院とか学校関係、色々な面の対応策をどうするかということ、先日の田川市郡市町村長会議の中で、そこはお互いにそういう形態を持つてやるということを白意しています。村もしっかりとした計画を立て、今後対応したいと思っています。

問

小中学校の教育の授業日数を今後確保しなければいけないと思いますが、どのような対応をされていますか。

答 宮部順治教育長

小中学校における一学年に必要な授業時数は国の学習指導要領により定められているところで、まず夏休みを短縮し、8月8日から8月23日までの2週間を夏休みにします。それに加え、土曜授業を年7回行い、また学校行事を見直して、授業に振り替え授業時数の確保をします。さらに総合的な学習の時間等を国語や算数・数学などのいわゆる主要教科の時間に振り替えるなどして、学習の遅れを取り戻し、国の学習指導要領に定められた以上の時間を確保した年間指導計画を小中学校とも立てることができています。

問

今回、休校を余儀なくされた児童・生徒へのオンライン授業などへの対応はなされたのですか。

村は昨年に光ファイバー網の整備等をしていきますが、時代に乗り遅れることなく時には走りながらの導入になるかもしれません、教育の格差を生じさせないためにも、いち早く取り組むべきではないでしょうか。

答 宮部順治教育長

オンライン授業については、本年度インターネットも含めたICT教育環境の整備を行うようにしています。環境が整う前にこのような事態になってしまいましたが、赤小中学校においては、インターネットに精通した教員がいたことから、試験的に小学校6年生を対象にオンライン教室を4日間実施いたしました。教師と児童、児童と児童、それぞれの顔を見ながら話し合い、お互いの様子を確認することができました。ほとんどの6年生児童が参加し、今後本格的なオンライン授業に向けた実績を残すことができました。

問

教育委員会ですけど、教育長

これは年間の時間数は、私の資料では大体小学生が全部で1年から6年生、1年生が850時間。それから2年生910時間、3年生980時間、4年生1015時間、5年生1015時間、6年生1015時間です。中学校は、1年から3年まで1015時間ですけれども、相対的に全部今の教育長が説明しました。夏休みを短縮し、それか

ら年に7回の土曜日の授業で補うという県の指導要領に基づいた、国の主体に基づいて、この全体の総枠は変わらないということで、認識してよろしいですか。

答 宮部順治教育長

標準時数を上回る時数を今確保しています。この夏休み、それから土曜授業等です。余裕が今あるということですが。

問

市町村、村単位ですけど、遅れをとつたら相当教育の格差が出てくると思います。周りもこのような状態になっていますから、取り組みについて教育の格差がそこで生じてくると思いますので、最善の努力をされていると認識しました。それをできるだけの確に3月の31日、要は年度が変わるまでに、それを子どもさん達に遅れの無いように努力をしてもらえれば幸いです。

オンラインですけど、もう少し詳しく教えて、6年生で対応したということですが、その担任の先生に専門の先生がいるわけですか。

答 宮部順治教育長

赤小学校の先生で、ネット関係に詳しい先生がいます、小学校6年生を調査したところ、全員がネットの繋がるパソコンやタブレット、スマホという条件を持っていたので、それでオンラインをやっ

てみようと思いましたが、内容は授業ではなく、各種委員会の今年度の取り組みとか、委員の役員を決定するという内容をオンラインで実施しました。他の学年5年生も今調査しておりますけれども、家庭にネットが繋がらない環境であれば、オンラインができないということとです。小学校6年生は、たまたま全員が試行的に実施をしました。

問

ネットが繋がらない家庭があるということ、赤村全域がネットに繋がっているというわけではありません。正直な話、ネットはお金がかかります。教育の平等性からいけば、こういうオンライン授業などは、いち早く取り組まなければならぬと思います。例えば、うきは市の小学校で女の先生がこの前テレビに出ていて、授業をオンライン授業でされていたのですが、これは全校を2年生が全部しているということとです。全家庭にそれを何でやったのかといったら、地方創生臨時交付金、国の支援でそれをうきは市は取り組んでいます。赤村は3万円給付だったと思いますけど、それをつきは市では、全家庭的にして、そしてその教育に実施されています。金額はかなりのものだと思いますが、そこで教育の平等性が行われますので、例えばお金の家庭はネットを引けるけど、経済的に苦し

い家庭は、子どもがしたくても親が
できないということもありますの
で、そこは村長の方に、そういうと
ころが平等性でこういう時代ですか
ら、いち早くその遅れを取り戻すよ
うに努力をしていただきたいと思
います。

うきは市は、地方創生臨時交付金
で国の支援と独自の財政でやってい
ます。しかし先生がオンラインの対
応をできなかったわけで、その先生
は何をしたのかといったら、自分が
できないので生徒に教えてと言
い、結局、生徒さんの方が詳しいの
です。スマホとかそういう今の時代
では、一緒に授業をしようというゼ
ロからのスタートでそういうことを
したとテレビで拝見しました。

そういう良いところは、やはり他町
村でも学び、いち早く村長色々な村
独自の教育をして、大変財源的には重
たいと思いますけど、やはりそ
ういう教育のところから一つひとつ
積み上げていくことが、大切と思
います。村長そういうところどう
ですか。

答

道廣幸村長

赤村の場合、学校当局がそこ
までまだ整備が、3月議会でも予算
通っていますけど、そこができて
ないというところもあります。いか
に今度どうするかということでは
ないかと思えます。全児童・生徒の
家庭にそういう環境を作りなさいと

う意味ですか。



電子黒板での授業風景

問

学校教育において、やはり
ネット教育というものも、
さつきいったオンライン授業も、
やはり経済的に有利な家庭はネットを
引けますけど、やはり経済的に追
いつかない家庭はやっぱりネットを引
くこともできないです。それを、
うきは市は地方創生臨時交付金の国の
支援でいち早く取り組み、その事業
をしているということですか。村も、
少し話が飛びますけれど、今まで歴
代の村長、それから今の道村長の
一生懸命な努力と、そして村民の血
税、血と汗、職員の頑張り、基金が約
40億円少々あると認識しています。

だからこういう時のために努力し
て積み立てたお金です。それを有効
に、こういう時にきっちり教育は
教育で保つように、他の対策も、そ

ういうところで惜しみなく投入して
いち早く感染にかからないように、
またかかったときの対応に基金など
を活用してもらいたいと思います。
災害ですけど、これはもう起り
うること、多いので、できる限りこ
れに感染しないように、そして村民
に周知徹底させるよう、やはりして
もらいたいと思います。要するにや
はり最悪の想定をしても、無傷で終
わるような状態を、いつも行政側が
それをしておかなければならない
し、我々議員もそれを想定して、意
見を申し上げなければならぬと思
っています。どうか一つひとつを、
誤りなく対応してもらいたいと思
います。答弁はよろしいです。

赤村特産物センター の運営について

大場 信司 議員



問

赤村特産物センターについて、
コロナウイルスによる緊急事

態宣言を受け、集客数及び売り上げ
は前年とどれ位変わったか。ずっと
売り上げが下がってきていると思
うが、これについて色々な対応策を
してきていると思いますが、その方
策と結果を聞かせてください。

答

道廣幸村長

コロナウイルスの影響に伴う
集客数及び売り上げについては、3
月の集客数は、約200人減の売り
上げは約10万円減です。4月の集
客数は、約500人減の売り上げは約
70万円減です。5月の集客数は、約
500人減の売り上げが約45万円減
となっています。売り上げについて
は、若干減少し、令和元年度の決算
は、1億5,580万円です。昨年度と
比べて1%程度の減となっています。
今年度の売り上げについては、
コロナウイルスの影響が既に出てい
て、平成30年6月に村と特産物セン
ター運営協議会が連携し、運営協
議会検討委員会を発足して、組織の改
革、運営の改革等を着手するよう指
示をしています。

答

溝邊浩和産業建設課長

組織改革については、平成30
年の9月以降、月1回のペースで
協議を重ね組織の体制見直し、規約等
の改正案を作成し、平成31年4月下
旬の運営協議会で可決し、現在の運
営体制となっています。

問 次の一手を考え予算を組んで
いると思いますが、平成30年
度に運営協議会へ500万円の貸
付、平成31年度から令和2年度に亘
り、運営協議会へ600万円の補助
金、トイレ改修で設計費を含むで、
約6千万円以上、空調機器改修で
440万円、特産物用地購入費で
340万円。この3年間で8千万円
のお金を特産物の方につき込んで
いるのですが、それに関してどうい
ふふうに売り上げや集客を伸ばして
いかか形が見えないのです。お金だけ
を入れていくという形で、どうい
うふうに村の方は考えているのです
か、8千万円は税金を使っています。

答 施設の充実とかそういう意味
で8千万円ばかりつき込んでいます。
これはもう本当に物産物運営協議会
からも、切実に村の援助がないと運
営上なかなか我々の手ではできない
ということ、村もそういうような
ことはもちろんですが、やはりトイ
レ一つにしても、赤村のすばらしい
トイレができたことで頑張っている
から、また多くのお客さんが見える
という期待をかけた施設を作りたい
ということ、投資しました。

やはり物産展を運営している協議
会の皆さんと一緒に、知恵を出して
今後赤字の出ない、売り上げが伸び
多くの方が買物に来てい

ただくような物産展を作っていきた
いと思っています。

問 3月定例会で用地購入の予算
が組まれていましたが、その後使用
目的は、決まっていなくて、もう3
カ月経ちましたから、使用目的は決
まりましたか。

答 道廣幸村長
現在まだ今検討しているところ
です。

問 あの土地は田植えを
しているのですか。

答 道廣幸村長
今、持ち主に交渉しているところ
です。

問 予算計上した時に、もう交渉
は終わっているのではないのですか
。あ、まだ交渉しているのですか。
あの時に議会で賛成しました。土
地を買いますということ、その時に
まだ使用目的が決まっていなくて、
だからそれもおかしいといいな
がらも予算は通しましたが、まだ買
収できていないということですか。
契約もできていないということなの
ですか。

答 道廣幸村長
まだ契約はできていません。ちよ
つとおかしい話ではないですか。売
らない話です。だつて今も

ちよつと聞いたのです。だつて今も

う現実には田植えをしていますし、利
用権設定とか色々踏まえて、その前
にこういう予算を上げるとはどうい
うことですか。決まったことに関し
て、何々をしたいから土地を買つて、
だけでも買う予定があるから予算を
付けた。しかし買えない、契約して
いないということは、どういふこと
ですかこれば。

答 道廣幸村長
ある程度の話はできたのですが、契
約者というか、田んぼを委託してい
るという関係もあったので、田植え
は致仕方ないのではないかと考えて
います。

問 買えるのですか、買えないので
すか。的確に答えてください。

答 道廣幸村長
買えるように努力します。

問 努力ではなく、買えるのですか
。買えないのですか、もう二つに
一つで答えてください。

答 道廣幸村長
買えるよう努めます。

問 買えるということ、いいの
ですね。努力しますではもう二つ
に一つと聞いているのです。もう二
つに一つと聞いているのです。も
う予算計上されていますから、議会
を通してです。こういうことでは困
るでしょうか。

答 大場謙一議長
3月議会でこの予算の話は可

決しています。執行部も当初は使用
目的が明確な計画がないという説明
をしたのですが、総合的に開発して
いきたいという話は皆さんご承知の
とおりです。

その後も進んでないということ
ですから、早急に執行部は、具体的
な案を作り上げ、議会に説明が
できるようにしていきたいと思
います。

問 現在特産物センターで、赤村
以外で生産された物品が売られて
いるようですが、色々な商品が
売られるということは、良い事と思
います。でもどういふ過程で村外
の品物を置くようになったのか、説
明してください。

答 溝邊浩和産業建設課長
昨年の12月に農政審議会、農
振協議会が宮崎県の綾町、熊本県
の宇城菜館に視察に行きました。そ
の中心で特産物センターの道会長も
ぜひ有機農産物、有機農業を推進
していくのが運営協議会の中で、
村外品ですけど、有機野菜を展示
しています。

問 どういふプロセスで有機野菜
を置いたのですか、なぜ生産者
が知らないのですか、周知徹底を
全然していませんよ。その説明を
聞きたいので、何でこの人が置
いたのですかという説明をお願いします。

答 溝邊浩和産業建設課長
これから有機野菜というのは、

ぜひ必要なものだというふうに考えています。本来なら出荷者部会というのがあり、そこに説明するのが本当なですけど、昨年出荷者部会については、解散しています。最終的にあそこに有機野菜を置くというのを決めたのは、運営協議会だと認識しています。

問 運営協議会は役場から言われたと聞いています。

売り場の人もそついうふうに関場から指導があったから、あの商品を置いてみると。別に商品を置くことは、やぶさかではないのですよ。置くのなら平等に何もかも置かせた方がいいのではないですか。

例えば生産者で有機栽培が安心安全分かりますそれは。他のものは安心安全ではないのですかと、そついう言い方をする生産者、出荷者が現実にはいました。

そついつた面もちゃんと周知徹底や皆に分かるように。有機ということとは、果物にしても何にしても出せばいいではないですか。誰かが窓口になって。たまたま今そついう有機野菜を出しているのは一人の窓口でしょう。色んな窓口を広げるようなことを何でしないのですか。だからその決まった理由、プロセスが悪いとはいわないけれど、運営協議会とかいっけれど、知らないと言っ人もいるのですよ。だからそのプロセス

又詳しく教えてください。役場がタッチしてないと。

答 溝邊浩和産業建設課長
視察に行った熊本の宇城菜館

については、有機野菜のコーナーがちゃんと他の品物と少し差別化というたら悪いんですけど、やはり当然それなりの有機野菜の関係でしてました。それで役場としては、やはり有機野菜を推進していかなければいけないだろうという話の中で、その村外品でも置いて赤村をぜひ有機農産物で、今後とも推進していこうという形で展示コーナーを設けて、一応こちらの方が主導していたので、苦情が入ってきたというのも事実です。

問 役場が主導したということですね。事実誰がどういっふうにしたかはいい事なのです。昼から来たら、何も無いとかいわれるような特産物ですから今。だからもつと頑張つて、色々な品物を置くという例ができたのですから、赤村以外の特産物ではないけれど、品物が入つた。既成事実ができたのですから、もつとどんどん入れればいいのではないですか。運営協議会にかけて。

もう大賛成なのです、品物入れることに関しては。でもちゃんと出荷者、生産者に話をして理解を得るようにつててください。

最後に、特産物センターと農業と

生きがい対策と特産物の結びつきをどうやっていくのか、村長それだけ教えてください。聞かせてください。

答 道廣幸村長
特産物センターを作った主旨

は赤村の皆さん農業で頑張つている方が、赤村でできた物を多くの方に赤村の品物よということ、わざわざ赤村まで来て、買つていただくというための施設ということなんです。

そしてやはり赤村は農業の振興で、いかに産業を発展させるかということになりましたので、物産展と農業者と購入していただく方、三者が理解し合つて赤村でできた品物を多くの方に食べていただくというふうな目的で特産物センターができたと思います。その主旨は忘れないように、今後進めていきたいと思つています。しかし、やはりそれを運営するためには、今の時代、本場に少子高齢化になり、生産とか色々な種類の品物、農産物ができないと思つています。

そついう意味で、赤村に無い物を消費者は求めていることについては、やはり物産展も対応して、村外の赤村でできないような物も一体化になつて、物産展を維持し運営するためには必要じゃないかと思つています。それで村としては、物産展には色々な施策をやつぱり投げかけ、育てていきたいという考えを持っています。



特産物センター

問 当然、村が手を入れないと成り立たない組織になつて

ると思つのです。もつ皆承知してると思つのです。今からどうしても赤字です、だから生産者を大事にする、出荷者を大事にする。そのためにはやつぱり赤字でもいいのですよ。生きがい対策、村民の。要するに小さな畑でもあそこに持つて行つたら買い取つてくれる。売つてくれる。やはりそれで健康増進、お金が掛からない、病院にかからない、そついうシステムでおそらく最初は立ち上げたと思つのです。その基本に戻り、売り上げも言つたように、赤字も手を入れるのは当然と思つています。だから税金投入していますし、ちゃんと考えてプラスになるように、地域村おこし隊の方でも、使い捨てるような人間にならないようにしてください。特産物は、村がちゃんと考えて、お金を使つてください。予算もちゃんと言つたように、分からないような予算はしないでください。答弁はいいです。